

平成 2 5 年 第 1 回 臨時 会

奈 井 江 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 2 5 年 2 月 4 日 開 会

平成 2 5 年 2 月 4 日 閉 会

奈 井 江 町 議 会

平成25年第1回奈井江町議会臨時会

平成25年2月4日（月曜日）
午前9時58分開会

○ 議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第 1号 平成24年度奈井江町一般会計補正予算（第9号）
- 第 4 議案第 2号 公の施設に係る指定管理者の指定について（地域交流センター）

○ 出席議員（9名）

1番	遠藤共子	2番	石川正人
3番	三浦きみ子	4番	大矢雅史
5番	森岡新二	6番	森繁雄
7番	笹木利津子		
9番	鈴木一男	10番	堀松雄

○ 欠席議員（1人）

8番 森山務

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	北良治
副町	長	三本英司
教育	長	村上清司
会計管理者		篠田茂美
まちづくり課長		相澤公
くらしと財務課長		小澤克則
ふるさと振興課長		碓井直樹
おもいやり課長		岩口茂
まちなみ課長		大津一由
健康ふれあい課長		小澤敏博
やすらぎの家施設長		表久義
教育次長		鈴木隆
ふるさと振興課長補佐		秋葉秀祐

教 育 委 員 長 山 中 敦 子
農 業 委 員 会 会 長 桑 島 雅 憲
代 表 監 査 委 員 中 野 浩 二

○ 職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 萬 博 文
庶 務 係 長 栗 山 ひろみ

(9 時 5 8 分)

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

先日の地震、そしてまた昨日来の吹雪で心配されたところではありますが、第1回の臨時会の出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員9名で、定足数に達しておりますので、平成25年奈井江町議会第1回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、1番遠藤議員、9番鈴木議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時00分)

●議長

日程第3、議案第2号「公の施設に係る指定管理者の指定について（地域交流センター）」を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。

6頁をお開き下さい。

議案第2号、「公の施設に係る指定管理者の指定について（地域交流センター）」

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので町議会の議決を求める。

平成25年2月4日提出、奈井江町長。

記と致しまして、指定管理者の名称は、特定非営利活動法人、日本一直線道まちづくり研究会。

管理を行わせる施設の名称及び所在地は、奈井江町地域交流センター（奈井江町字奈井江28番地）であります。

管理を行わせる期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5カ年間。

管理業務の範囲及び利用料金に関する事項につきましては、記載の通りであります。

この指定管理におきましては、単年度で1,513万円、5カ年間で7,565万円の債務負担となります。

以下、選定経過等、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

おはようございます。

それでは、今回の指定管理に係る、選定の経過、提出された団体からの計画等につきまして、臨時会資料によりご説明を申し上げます。

1頁をお開き下さい。

昨年10月17日に公募を開始致しまして、説明会を経て、11月9日に締め切ったところではありますが、特定非営利活動法人 日本一直線道まちづくり研究会、1団体からの応募を受け付けてございます。

11月14日と16日に開催した選定委員会では、応募団体の提案内容の確認、聴き取り調査を行った上で、指定管理者として適当であり、候補者として選考することに合意しております。

その後、協定書に盛り込む内容、収支計画の取り扱いについて、候補者と再協議を行った内容に基づき、1月22日に選定委員会を開催してございます。

2頁からは、募集要領の様式に基づいて作成された、提案の内容であります。

まず、管理業務の計画書として、申込みにあたっての基本的な考え方、動機について記載されておりますが、地場産業の活性化をはじめとする、団体設立の理念を実現するために、指定管理者となることを希望して、道の駅としての機能を高めるための創意工夫を重ねながら、各種企画の促進、サービスの提供を行って、ひいては地域の振興に寄与することを応募の動機としております。

次に、3頁の道の駅のあり方についてでございますが、フィンランドとの友好関係を象徴する建物を観光資源としながら、地元の米、農産物を用いて地域の活性化に繋げて、魅力的な施設運営を目指すという考えが記されてございます。

次に4頁では、自主事業の取り組みについて、地域交流センターが持つ機能を活かしながら、現在進めている自主事業の魅力度を高める取り組みを進めたいとしてございます。

具体的には、農産物の販売などの仮店舗事業、地元のお米などを使った食販売事業、各種イベント事業であります。

5頁には、新たな取り組みとして、町産品の展示コーナーや販売コーナーの新設、更には、イベントなどにおいて、地元農業者や商業者とともに、障がい者が一緒になった物販を行う企画など、障がい者の社会参加の場も広げる取り組みを行いたいというものでございます。

6頁からは、管理業務に関する内容であります。

休館日や開館時間について、条例を基本としながら、スタンプラリーなど利用者のニーズに応えるためにも、テナントや生産者等と協議を行いながら、柔軟な対応を検討したいというものであります。

7頁については、施設の維持管理に関する内容であります。

施設の老朽化が進む中であって、自助努力を重ねる中で、経費の節減、効率化に努めるというものでありまして、その節減方策、管理の効率化の方法について、異常箇所の

早期発見、点検の強化など6点にわたり記載されております。

また、利用者を増やすための対策として、トイレをはじめ施設の美化を重点課題としながら、自主事業により魅力アップを図りたいというものであります。

8頁の人員の配置につきましては、管理清掃業務において、団体職員1名のほか、常勤、障がい者合わせて5名の雇用となっております。

障がい者雇用については、奈井江学園より、3名の人材提供を願った中で、管理業務従事者の補助を得ながら、交代制により常時2名が勤務する内容になってございます。

その他、公園維持、除排雪作業については、委託により適正な管理に努めるというものであります。

9頁には、施設管理業務の各項目を整理して記載されております。

10頁については、自主事業の内容が個別に記載されております。

次に、11頁をお開き下さい。

公募に当たって、町が積算した内容と、これまでご説明致しました、団体の事業計画に基づく、費用の積算について、比較をした資料でございます。

まず下段の維持管理業務の支出では、人件費、管理業務の経費の総額では、町の積算が1,946万4千円。応募団体の積算が1,821万円であります。

これに対する管理業務の収入でございますが、利用料金、自動販売機の売り上げなど、その他の積算を差し引き、管理費用として、町の積算が1,516万2千円、候補者の積算が1,513万円であります。

自主事業の収入、支出の内容は、各事業ごとに記載のとおりでありまして、合計で収支の均衡が図られております。

今後の手続につきましては、ご決定を頂いた後に、協定書の締結を進めることとなりますが、自主事業による施設利用料の取り扱い、障がい者の社会参加、それから施設管理業務に関する報告事項など、その内容がより明らかになるように、努めて参りたいと考えてございます。

以上、資料の概要について、ご説明を致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

1番遠藤議員。

●1番

おはようございます。

2点について質問させていただきます。

資料の7頁の1について記載されております修繕費用について伺います。

高額な設備については、町と管理者とで協議をしているということが記載されておりますが、高額とされている金額の基準というものがあるかどうか。

平成23年度には、冷暖房機修繕費に取り替えということで64万4,490円の支

出と、それとエレベーター修繕に47万2,500円が管理者が支払いをしているという状況になっておりますが、この辺はいかがでしょうか。

それともう1点です。

資料の8頁の1について、ここで、道の駅の利用者について書かれておりますが、8頁については、利用者が増加に伴いというふうな記載がされております。

それと6頁について、交通量も変動し、ここでは利用者が減少しているというふうに記載をされております。

2期目の管理を受けて、ここ数年の中で、これらが把握しきれていないという状況は少し私としては考えものではないかなというふうに思いました。

特に、地元の町民の利用や、また、地方からの利用者の状況などがどうであるか、この辺でもう理解が出来ていなければならないのではないかなというふうに思いました。

こうした状況を受けて、テナントの誘致について努めていくという方向性を持っておりますけれども、現在の施設のどこの場所に、その誘致を考えておられるのか、質問をさせて頂きたいと思います。

以上です。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

遠藤議員のご質問にお答えをして参りたいと思いますが、まず1点目の修繕に関する内容でございますが、協定書等々でこれから具体的に記していく形になりますが、これまでの実績と言いますか、そういった取り扱いについては、ある面、日々の管理、軽微なものについては、両方の積算で入れてございまして、そこはそれぞれ現状を見ながら、指定管理者の方をお願いをしていくというような形で取り進めてございます。

ただ、先ほどお話がありました通り、施設の、当初に設置した大きな、冷暖房機であるとかそういったものはですね、基本的には町も計画的に、まちづくり計画にのせながらですね、指定管理者の過度の負担にならないように、対応しているというような現状がございまして。

また、昨年ですか、春ですね、強風が吹いて、屋根のスレート板が一部剥離したというような状況もございました。

そんな内容は危険性も伴うという部分も含めて、町の方で、金額もかさんだものですから、やった経過がございまして。

具体的にいくら金額という形は示してございませませんが、その都度協議を進めながらですね、それぞれ責任を果たして、という形で今後も進めて参りたいというふうに考えてございまして。

また、利用者の関係でございまして、一部表現で分かりづらいところがあるのかなというふうには思います。

最近、その増加をしているというのは、以前、常任委員会等々でも申し上げたことが

ございましたが、高速の無料化で一時非常に落ち込んだ時期がありました。

その後ですね、徐々に、特に、営業的なもの、車両ですね、そういったものが今、戻りつつあると、そんなことからそれらの対応について、適切に、施設の美化を中心に対応したいという思いがあるというふうにも伺っておりますが、施設の全体の収支等々、経費等も考える時には、過大見積りというふうにならないように、本当に社会情勢の変化といったものを適切に捉えながらですね、運営をしていきたいという思いがあるというふうに私もは捉えているところでございます。

いずれに致しましても、利用者のカウント等々はですね、開設当初から、トイレの使う消耗品等々を積算してやってございますので、そういった管理は統一した展開で、ずっと報告もされておりますので、これからもそういった把握をしたいと思えますし、あと、自主事業も絡めた中で、そういった利用者の増加を図る努力をしたいということも伺ってございます。

最後に、テナントの誘致という部分もですね、これから合わせて対応したいというふうに伺っておりますし、協定書の中でもそのような謳い込みをしていきたいというふうに考えておりますが、場所については、今、それぞれ、固定的に入っている部分を除いてですね、まずは1階の伝承室等々の、以前、からまつ園が入っていた部分を中心にですね、誘致の努力をして頂くことも考えておりますし、公募者についてもそのような意見が頂いております。

●議長

遠藤議員。

●1番

修繕費用については分かりました。

今後においてですね、高額、100万になるのか、高額というのは100万ぐらいになるのか、それとも80万ぐらいのものを高額というのか、そこらへんも、私はちょっと、もう少し明確にしていた方がいいのかなというふうにしますし、協定書の中にもそういったことが盛り込まれていければ、どうなのかなというふうに思いました。

そういった、テナント誘致についてですけれども、今後について、今の現状の中で、例えば、町外からの業者さんが商業活動を目的として入るとした場合に、この条例の中では、500%増額というふうに記載がされているんですけども、今のこういった現状の中で、その500%増額という考え方はどうなのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

テナントの考え方、あるいは、一時的に、イベントを行う時であるとかですね、そう

いった部分で、そこに出店を頂くとか色々なパターンが実はあろうかというふうに考えてますので、その部分ですね、施設の効能を高めるといいますか、利用者に喜んで頂く形をとる方策としてですね、NPOの団体、受ける団体の方で、それぞれ、事業、検討頂くことになるんですが、もし、そういった部分、何か必要があるとすればですね、その辺はまた協議をさせて頂いて、どういった方策が良いのか、検討して参りたいというように思っています。

●議長

他にございませんか。

森議員。

●6番

1点だけお伺いしたいと思います。

この度、地域交流センターの指定に係る協定書の中で、新たに明記される内容が、決まったことは私も、すごくこれ良いことだというふうに判断しております。

この中で、ちょっとお聞きしたいんですけども、この明記される中において、収支報告書やら、それから管理業務の報告、色々明記されております。

この収支報告書、今、この交流センターが4月から契約されるんですけども、今現在、わが町には公の施設を指定管理者に委託している所が何カ所かあります。

そういった所の協定書は今、継続中ではありますけども、今後、協定を新たに交わす時に、この協定書内容が他の施設にも同じような考えでいくのか、いかないのか、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

議会出席大変お疲れさまでございます。

森議員の質問にお答えしたいと思います。

今回ですね、より透明性を高め、町民にご理解を頂きながら、管理運営にあたっていくというようなことで、こういったお示しをさせて頂いたところでございます。

他の団体につきましては、それぞれ指定管理ということで継続中ですが、それぞれ団体とまた協議をし、ご理解を頂きながら、同じような形をとれないかということで、今後、協議をしたいというふうに考えてございますので、よろしく申し上げます。

●議長

森議員。

●6番

協議をして頂くということですが、是非、公平な立場から同じような考えで進めていって頂ければありがたいと思います。

●議長

他にございませんか。

石川議員。

●2番

よろしくお願い致します。

利用料金について、質問を致します。

資料11頁にある、町の積算した利用料金、これは、条例で定めた金額に基づいて積算されているのかどうか、ということと、町の積算金額と応募団体の金額に大きな差がありますが、その理由を説明して頂きたいと思います。

それともう一つ。

指定管理の契約後の協定書及び仕様書が変更された場合、変更内容は議会に諮られるのかどうかを伺いたいと思います。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

只今の石川議員のご質問でございますが、まず、利用料金の積算にあたって、町の考え方としては、それぞれ条例にある料金の1室あたり、時間あたりといった金額を積算を基本として行っております。

応募者につきましても、事前にこれらの考え方をお伝えした中で、同じ考えで積算をされておりますが、この差についてはそれぞれ施設のですね、使う時間であるとか面積という部分ですね、そこには、私どもは、今の実態といいますか、基本としながらも、例えば開設時間を9時から7時までといったフルに活動する、面積もある程度フルに活動するような形の積算もございますが、実際応募者については今進めている中での面積の使い方であるとか、時間であるとか、そういった部分の実態を積んだ中での積算ということで、そこでの差が生じているというふうに考えてございます。

また2点目の今後この協定書の変更の部分ということでございますが、これは議決を、今日、この指定に関するものを頂いて、また改めて、協定書を今後、具体的に町と指定管理者の方で、詰めるというものでございまして、これは、それぞれ内容にもよるとは思うんですが、基本的には協定書については、決定を頂いた後の町と指定管理者の取り決めというふうに考えてございますので、それをもって直ちに、その議会におはかり申し上げるといふ部分にはならないのかなとは思いますが、基本的に決定的な部分で何かあるとすればそれはまたご相談申し上げることはあろうかと思っております。

●議長

他にございませんか。

三浦議員。

●3番

今の石川議員の質問に対する答弁のことについてお伺いします。

町の積算ではフルに活用したというのを基準に積算したというんですけれども、利用料ですけれども、NPOの方の積算では、現在、実際に使用している面積及び時間で積算したということなんですけれども、現在、NPOの方では、あそこの道の駅が開館している間中は、その時間よりも短く使っているというふうに考えているということですか。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

具体的な時間というのは、確認できていない部分もございますが、例えばですね、今の食販事業に関してもですね、パートの賃金等々はですね、例えば6時間の計算で積算をしているとかですね、そういった実態もございます。

職員としてまた対応する時間もありますでしょうし、夏の期間であるとか、冬の時間であるとか、そこでまた動くこともあるというふうにも伺っていますので、NPOの積算とすれば、大体月平均年間を通して、これぐらいであろうというような部分も含めた積算で今、計画書が提出されております。

そういった部分ですね、今後、協定書に盛り込む部分もございますので、報告書の中ですら、確認をしながら、つき合わせといいますか、その状況を確認をさせて頂くという形になろうかというふうに考えてございます。

今の計画ではあくまでも、先ほど申し上げた通りで、町は開館時間をフルに活動、積算を行ったと。

ただ、NPOについては、今の実際の経験上も踏まえて、月平均、これぐらいというようなことでの積算でやっておられると。

ただ、いずれにしても、その基礎となる考え方は同じであるということでございます。

●議長

他にございませんか。

石川議員。

●2番

今回のですね、地域交流センターの指定管理に関する提案は今年の12月に行われた第4回定例会での議案の撤回をして、提案をやり直したということだと思います。

このことは、私が聞き及ぶ限りでは、奈井江町議会において初めてのことであり、指

定管理制度において、最終権限と最終責任を持つ行政が、まさに、まちづくり基本条例に示している、住民本位、住民との情報の共有という見地に立ち、判断をされたと理解致します。

私は、この理事者の決断を高く評価したいと思います。

その理事者の判断に鑑み、また、議会の果たすべき役割を十分考え、私が一番大切であると思われる点について、確認と質問をさせていただきます。

それは、今回の最大の焦点は、公共施設の利用にあたり、指定管理者であっても利用料金を無料にすることは、条例、協定書の上からでも出来ない。また、一番大切なことではありますが、町民の納得は得られないという判断に立ったということで、よろしいでしょうか。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

只今の石川議員の質問でございますが、それぞれ利用料金の取り扱いについて色々ご議論を頂く中で、今、ございました通り、あくまでも、条例上といたしますか、取り扱いについては、それぞれ、規定に基づいてやるという中ではありますが、町民の皆さん、それから議会の皆さんも含めて、しっかりと透明性を高めながらご理解を頂くと、そういう視点に立ってですね、新たな協定を結ぶ中で、指定管理者とも共通認識に立ち、また信頼関係に立ってですね、今後そのような取り扱いをしていきたいという考えでございます。

●議長

石川議員。

●2番

この点につきまして、理事者からもご答弁を頂きたいと思いますが。

●議長

町長。

●町長

今、石川議員が質問した通りですね、より透明性を高めてですね、町民に分かりやすいように、どうするかということですね、今後とも進めていきたいというふうに思います。

そういう観点から、今回の提案をなされたということで、公平な利用料の設定という意味で理解を求めていきたいというふうを考えております。

よろしくご理解をお願い致します。

●議長

それでは、質疑を終わります。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第2号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時28分)

●議長

日程第4、議案第1号「平成24年度奈井江町一般会計補正予算(第9号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の1頁をお開き下さい。

議案第1号「平成24年度奈井江町一般会計補正予算(第9号)」

平成24年度奈井江町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900万円を
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億7,298万3千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正に
よる。

平成25年2月4日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、18款繰入金900万円を追加し1億4,159万6千円、歳入合計900万円を追加し51億7,298万3千円。

歳出、8款土木費900万円を追加し5億6,257万6千円、歳出合計900万円を追加し51億7,298万3千円。

第2表、債務負担行為補正。

事項、期間、限度額の順で申し上げます。

地域交流センター指定管理業務、平成25年度から平成29年度、7,565万円。

一般会計補正予算（第9号）の概要について、説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、昨年からの降雪量が例年を上回っており、一般家庭から出される量についても例年を上回っているような状況に加え、地区からの強い要望もありまして、本年度から通学路でもある江南小学校から奈井江小学校間の西1線通りを、重点的に排雪を行おうとすることとしたための排雪費用について計上したものであります。

補正予算の内容について、歳出から説明致します。

4頁をお開き下さい。

土木費、道路橋りょう費、道路維持費では、除排雪に要する経費として、排雪に係る費用900万円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差につきましては、同じ4頁の歳入予算の財政調整基金繰入金を同額計上して、収支の均衡を図ろうとするものであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木議員。

●9番

今ほど、補正予算の概要について、副町長の方から説明がございました。

私の方から、日程の1番目で行われました、公の施設に係る指定管理者の指定についてが議決されたものをもってですね、この補正予算計上したということでございますから、改めて債務負担行為について伺いたいと思います。

この予算を計上するにあたって、今回、NPO法人に対して、3回目の指定が決定されたわけでございますけれども、そもそもですね、これ副町長にお伺いした方がいいのか、町長か、少し分かりませんが、偶然、私が議員になった2年目からですね、国の方で改革という名のもとにですね、地方財政に対して配慮したといえますか、なぜ、こういう指定管理者制度に基づいたものを国は導入されて、そして、奈井江町がこの方

法をとられたのか、ちょっとひも解いて、ご説明を頂きたいと思います。

●議長

副町長。

●副町長

鈴木議員のご質問にお答えをしたいと思います、概要的な答弁になろうかと思いません。

今まさに鈴木議員からのご指摘の通り、指定管理制度という制度が導入されて、自治体が公共の施設の維持管理をするにあたってですね、直営でやるか、過去において、道の駅もそうでしたけれども、委託管理と、全面委託管理というような言い方でやってきた経緯がございますが、そういうことが制度上、認められなくなって、指定管理という方法をとるか、直営でやるかというような形になったのかと存じております。

そういう中ですね、特に、当時、民間の活力という言葉が多く語られて、我々の直営でやることについての運営とか効率化とかいうことについての、硬直化ということも指摘された状況がありまして、奈井江町としても、行政改革を進める一環として、単に経費の節減ということではなくてですね、利用の活性化、私ども、公務員の頭で、どうしても、社会的に言う、かたい発想の中ですね、利用の促進が図られないとするのであれば、民間活力という言葉で表わされるように、民間を知恵を借りて、少しでも財政的にも施設運営上も効率的な活用が出来ないかということで、取り組んできた経緯がございます。

たまたま奈井江町におきましては、全道、全国的にもですね、色々な形で、やはり、町長の施策として、トップランナーであり続ける努力をしようということもありましたから、これについて積極的に勉強させて頂いて、取り組んできたという経過がございます。

その中で、道の駅、ないえ温泉、それぞれ、プールですとか、それぞれの施設についても、それぞれがまた一つずつ、形も違います、ご承知の通り、ライスターミナルのような形ですね、指定管理に出す方法もございますし、色々な形があつてですね、指定管理制度に出す姿勢そのものが画一的なものだとは思っておりませんが、それぞれの機能が有効に活用されることを目指して、それぞれの形で公募をし、協定を結んできたという経過があろうかと思えます。

そんな中で、我々自身が手探りで進めてきたということも事実でありますけれども、より勉強をさせて頂いて、町民の皆さんに何よりも理解を頂けるような運営をこれからも心がけていきたいというふうに思っております。

基本的な考え方だけですけれども、答弁とさせていただきます。

●議長

鈴木議員。

● 9 番

そういうような考えの中で平成16年から私たちは説明を受けて、今ほど、副町長のお話では、決して、言葉は違うかもしれませんが、財政的なことだけではなく、というお話でございましたけれども、やはり、その時に、自分が考えた、説明を受けて理解をした部分では、相当金額が改善をされて、直営でやっている時よりは町民サービスについて、一層、他の面でも、その面でもサービスが出来ていくんだなというふうに理解した記憶がございます。

そのあと、もう今回で8年が経過してということでございますから、国の方でこの指定管理者制度に係る法律といいますか、仕組みが若干なりとも変わったのかどうか、ましてや、もう少し良い状況になっていないのかということが1点、そういったものを踏まえてですね、これから新しく4月から、道の駅等も業務をやって頂くわけでございますけれども、行政に対しても、それから業者に対しても、この奈井江町の施設がそれぞれですね、町民にとって良い形で進めて頂けるものと思いますけれども、やはり町民もそういったメリットも沢山あるんだということも踏まえてですね、町民、それから私たちも協力を、出来るものはしていかなければならないという観点から、町長、先ほど申し上げましたように、国のこの指定管理者制度がスタートして若干なりとも変わったものがあるのか、また、問題点はないかということについてと、新たに指定された業者に対して、期待がありましたら、お話しを頂きたいと思えます。

● 議長

町長。

● 町長

今、お話しあった通りです。

いわゆる、官から民への移行、それによってですね、当時、構造改革とよく言われました。

この中の一環の一つでありましたが、その中で、自治法が改正されました。

以来、ずっと不動なものでございます。

したがってですね、途中で改正されたかということでございますが、改正されておられません。

そういう形ですね、先ほどから申し上げているように、住民の理解を求めるために、そして求めていかなければいけない。これが私の言う住民主体の施策であります。

そういう形からですね、今後とも運営にあたっていきたい、公平な運営にあたっていきたい、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う所でございます。

以上、答弁と致します。

● 議長

他にありませんか。

(なし)

●議長

ないようですので、質疑を終わります。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第1号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。
平成25年奈井江町議会第1回臨時会を閉会します。
大変ご苦労さまでした。

(10時38分)